

友和会カード会員特約

第1条 (カードの名称)

本カードは株式会社 UCS (以下「当社」という) が発行するもので、当社がユニーグループシニアサロン友和会 (以下「友和会」という) 年会費の集金委託業務およびカード裏面を友和会会員証にする目的を付加した、UCS 友和会カードと称する。

第2条 (会 員)

本カードは友和会に入会申込をした方が UCS カード会員規約を承認し、また友和会が入会を認めた方で、本特約および UCS カード会員規約を承認し当社が入会を承認した方を本人会員とします。また、本人会員より選定され、かつ本規約を承認のうえ申込された家族で、当社が適当と認めた方を家族会員とします。

(以下、本人会員と家族会員とを「会員」という)

第3条 (友和会会員証)

本カードは裏面を友和会会員証にすることにより、UCS カード会員規約一般条項第2条第1項のマスターカード機能または JCB カード機能に加え、友和会が別途定める友和会会員規約に示す会員特約を付加するものとする。

2. 本カードの会員資格を喪失した場合は、カードをすみやかに当社へ返却するものとする。

第4条 (会員資格の喪失)

会員が当社会員資格を喪失した場合、または友和会を退会した場合はいずれも本特約による会員資格も喪失するものとします。

第5条 (会員情報の共同利用およびその保護)

会員は当社および友和会 (以下「両者」という) が、会員に対する各々のサービス等の提供のため、会員の氏名、住所、電話番号、生年月日を共同利用することに同意します。

2. 両者は第1項により知り得た会員の情報について会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。

第6条 (会員規約の適用)

本特約の定めのない事項については、UCS カード会員規約を適用するものとします。

株式会社 UCS

愛知県稲沢市天池五反田町1番地 〒492-8686

[TEL:0587-30-5000](tel:0587-30-5000)